

各位

会 社 名 ア ル テ ッ ク 株 式 会 社 代表者名 代表取締役社長 加 畑 洋 (コード番号 9972 東証第一部) 問合せ先 取締役経営企画室長 星 野 幸 広 (TEL: 03 - 5363 - 0922)

証券取引等監視委員会による当社旧子会社の元従業員に対する課徴金納付命令勧告について

本日、証券取引等監視委員会から、当社旧子会社の元従業員に対し金融商品取引法違反の事実が認められたとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行ったとの発表がなされました。このような事態が発生したことはまことに残念であり、株主・投資家の皆様並びに関係者の方々に大変ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 勧告を受けた事由の概要

勧告によると、課徴金納付命令の対象である当社旧子会社の元従業員 A は、在籍中に職務上知りえた当社業績予想の修正(平成20年1月の業績予想修正)に関する未公表情報を知り、当該事実が公表された平成20年1月21日以前に、当社株券合計1万4,900株を総額368万1,400円で買い付けたものであります。

この行為が金融商品取引法第 175 条第 1 項に規定する「第百六十六条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において同条第一項に規定する売買等をした」行為に該当すると認められました。

2. 勧告内容

上記の法令違反に対し、当社旧子会社の元従業員 A が金融商品取引法に基づき納付を勧告されている課徴金の額は、55万円であります。

3. 当社旧子会社元従業員への処分の概要

今回の勧告に係わる法令違反等の事実関係につきましては、社内調査等の結果、当社旧子会 社の元従業員 A による不正な当社株式の売買が事実であることを確認いたしました。

職務上知った情報を不正に利用し、金融商品取引法違反となる行為を行ったこと、社内規程に違反して当社株式の売買を行ったこと、加えて株主の皆様および関係各位へご迷惑・ご心配をおかけしましたことを重視し、関連諸法令・社内規程に則り処分を検討いたしました結果、当該旧子会社の元従業員を懲戒解雇処分といたしました。

4. 再発防止策について

当社では、内部者取引防止規程による自社株式売買時の事前申請制度やコンプライアンス教育、外部講師による内部者取引防止に関する研修により、内部者取引の未然防止に取り組んでまいりました。しかしながら今回の違反行為の発覚により当社の取り組みが不十分であったとの認識にたち、法務室を独立させ、コンプライアンスの強化を図ります。また、当社グループ全役職員に対するコンプライアンス教育の更なる強化と社内規程の周知徹底に加え、内部者取引防止のための社内教育の一層の強化により、再発防止に努めてまいります。

注:文中の旧子会社は、平成20年3月1日に当社に吸収合併されております。

以 上